

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業実施要領

(令和7年度補正予算 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

第1 目的

県内の肉用牛経営では、飼料費等の生産コストの上昇や物価高に起因する消費者の節約志向の高まりによる和牛消費の低迷に加え、令和6年末から急激に肥育素牛価格が高騰したことから厳しい経営環境にある。

また、本県では、肥育素牛の大部分を県外からの導入に依存しており、これまでも繁殖基盤の強化に努めてきたところであるが、全国的に繁殖農家数や繁殖雌牛頭数が減少しており、今後も肥育素牛の確保が難しくなることが予想されることから、県産和牛の持続的な生産に向けた肥育素牛の県内供給の取組の重要性が高まっている。

このため、厳しい状況においても、繁殖基盤の強化の取組を促進するため、繁殖雌牛の増頭に要する費用に対して一部支援することにより、肉用牛の生産基盤の強化を図る。

第2 事業の内容

本事業は、肉用牛の生産基盤の強化のため、事業実施主体が行う次の取組に必要な経費を支援するものとし、補助対象経費及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

(1) 繁殖雌牛増頭

和牛繁殖への取組の強化に向けて繁殖雌牛を増頭する農業者の支援に必要な経費

(2) 事業推進

(1)の事業を円滑に推進するために必要な事務的経費

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、一般社団法人三重県畜産協会とする。

第4 支援対象者および支援対象牛

1 支援対象者

第2の(1)の支援の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とし、採択の優先順位は、別表3によるものとする。

ア 県内にある農場で和牛繁殖への取組の強化を図る意欲ある和牛繁殖雌牛飼養農家（法人を含む。）であり、かつ、法人又は個人事業主の本社・本店の所在地が県内であること。

イ 和牛繁殖雌牛の増頭計画を有する者（新たに和牛繁殖雌牛の飼養を開始する者又は和牛繁殖雌牛の飼養を休止していた者を含む。）であること。

ウ 2の支援対象牛からの産子1頭以上を、松阪家畜市場の子牛市場に出荷する者であること。

2 支援対象牛

第2の(1)の支援の対象となる繁殖雌牛(以下「支援対象牛」という。)は、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に外部導入により増頭したものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 繁殖目的に三重県内で飼養される黒毛和種であること。

イ 導入時点での月齢が満14か月齢未満であること。ただし、初妊牛を導入する場合についてはこの限りではない。

ウ 令和8年12月31日時点で、基本登録証明書が発行されていること。もしくは令和8年12月31日時点で、基本登録審査がされており、第8の事業の完了報告時まで基本登録証明書が発行されていること。

エ 支援対象牛は、原則、枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、脂肪交雑、MUFA(一価不飽和脂肪酸)、オレイン酸のうち3つ以上の形質の育種価が、支援対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

オ 国又は独立行政法人農畜産業振興機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

第6 事業実施計画の承認手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、事業実施計画を別記様式第1号により作成し、知事の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施主体は、1の事業実施計画の承認後において、次に掲げる変更等をしようとするときは、別記様式第2号により変更理由及び変更内容又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付し、知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業費の30%を超える増減

(4) 補助金の増

(5) 補助金の30%を超える減

第7 事業の着手

本事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前であっても事業に着手することができる。その場合は、事業実施主体は、別記様式第3号によりその理由を明記した交付決定前着手届を作成し、知事に提出するものとする。

なお、その場合にあつては、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失等の責任を負うこととする。

第8 事業の報告

- 1 事業実施主体は、事業完了後速やかに別記様式第4号により、事業完了報告書を知事に提出するものとする。なお、本事業の完了報告は、本事業にかかる補助金の実績報告をもってこれに代えることができる。
- 2 事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度から起算した2年間について、支援対象者の飼養状況を取りまとめた実施状況報告を別記様式第5号により、毎年度2月末までに知事に提出するものとする。

第9 事業の推進等

- 1 事業実施主体は、円滑に事業を推進するため、事業の実施にあたって県と十分に協議するとともに、連携を図りながら適切に事業を執行するものとする。また、支援対象者が適切に管理、利用されるよう支援対象者を指導するものとする。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業を活用して増頭を図る支援対象者に対し、農業保険法に基づく家畜共済等への加入を促すものとする。

第10 助成

知事は、予算の範囲内において、本要領のほか、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）（以下「規則」という。）、三重県農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）等に基づき、事業実施主体が本事業を実施するのに要する経費を別表1及び別表2により補助するものとする。

第11 関係書類の保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第12 財産の管理

- 1 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第20条第1項第2号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える牛とする。
- 2 規則第20条第1項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間）とする。
- 3 支援対象者は、規則第20条第1項ただし書きに規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとし、取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、支援対象牛の死亡のほか、疾病や繁殖障害により廃用となった場合等、知事との協議により、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附則

この要領は、令和8年4月9日から施行する。

別表 1

事業区分	補助対象経費	補助率
1 繁殖雌牛増頭	事業実施主体が、和牛繁殖雌牛を増頭する畜産農家を支援するのに要する費用の一部	和牛繁殖雌牛の増頭を目的とした繁殖雌牛の導入に要する費用の1/2以内 ただし、1頭あたり350千円を上限とする。 また、支援対象者1者あたりの支援対象牛の上限頭数は9頭とする。
2 事業推進	事業実施主体が1の事業を執行するのに要する事務的経費のうち、事業要件の確認、補助金額の算定、補助金の支払い、その他事業の推進に係る事務経費で、別表2に掲げる範囲とし、補助率は定額とする。	定額

別表2 推進事業費の対象範囲

科目	内容
会場借料	当事業のための会議に要した会場借料とする。
旅費	当事業のための会議、指導及び調査等のための旅費で、事業実施主体が定める規定に基づき算定した額とする。
賃金	当事業に従事する臨時職員及び派遣職員（いずれも日給・時給ベース）の賃金で、技術指導事務費の対象としない者の賃金とする。単価については、事業実施主体の賃金支給規定に基づき設定するものとする。
印刷製本費	当事業のために必要とする資料の印刷・製本に要した経費（コピー代を含む）とする。
通信運搬費	当事業のために必要とする郵送料、荷造運賃、電話料、インターネット回線使用料等とする。
消耗品費	当事業のために必要とする用紙類、その他の事務用品購入の経費等とする。
賃借料	当事業のための資料のとりまとめ等に必要なコンピュータ等の事務機器の借上経費等とする。
技術指導事務費	当事業に直接従事する職員等の直接作業時間に対する給与その他手当とする。
事務諸費	当事業実施のための振込手数料、収入印紙代等とする。

別表3 支援対象者採択の優先順位付け

区 分		内 容	ポイント
1	取組農業者	ア 新たに和牛繁殖雌牛の飼養を開始する者又は和牛繁殖雌牛の飼養を休止していた者	10
		イ 令和7年度に家畜人工授精師免許を取得した従業員等（申請者本人を含む。）がおり、本事業を活用して導入する和牛繁殖雌牛において、繁殖技術の向上を図る者	5
		ウ 和牛繁殖雌牛を増頭する者	1
2	本事業による増頭頭数	ア 7～9頭	5
		イ 4～6頭	3
		ウ 1～3頭	1
3	本事業により導入した繁殖雌牛1頭あたりの県内子牛市場への産子出荷頭数	ア 3頭以上（1～3産目以降）	5
		イ 2頭（1産目及び2産目）	3
		ウ 1頭（1産目）	1

※ 取組農業者区分において、イに該当する場合、家畜人工授精師免許の写しを添付すること。

別記様式第1号（第6の1関係）

番 号
年 月 日

三重県知事 あて

住所
事業実施主体の長 印

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業実施計画の承認申請について

令和8年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業実施要領第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- ・事業実施計画

(別紙)

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業実施計画 (実績)

1 事業の目的

2 肉用牛生産基盤強化支援事業計画 (実績) 及び負担区分

(1) 事業総括表

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 繁殖雌牛増頭				
2 事業推進				
合 計				

※ 事業推進費は、「備考欄」に積算基礎(実績)を記載

(2) 和牛繁殖雌牛の増頭に係る導入計画(実績)頭数

(単位:頭)

区分	導入頭数	補助金額	備考
和牛繁殖雌牛			

(3) 和牛繁殖雌牛の増頭計画(実績)

区 分	取組農業者数	事業前頭数	事業後頭数	備考
和牛繁殖雌牛				

※ 事業前は R8.3 末時点、事業後は R8.12 末時点の取組農業者の和牛繁殖雌牛の合計頭数を記載

3 事業完了予定日（事業完了日） 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業内容一覧表（別添1）
- (2) 取組農業者計画（実績）個票（別添2）
- (3) その他、知事が必要と認めた書類

※既に承認を受けた内容から変更がない場合は、添付書類を省略することができる。

(別添1)

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業内容一覧表

1 取組農業者一覧

(単位：円)

No.	取組農業者名	導入頭数	事業費	(負担区分)	
				県補助金	その他
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計					

※ 1枚に収まらない場合は、行の追加又は別葉とすること。

※ 実績報告にあたっては、各取組農業者の導入実績を証する書類（基本登録証明書、育種価、導入日、導入月齢、頭数、導入価格などが分かるもの）の写しを添付すること。

(別添2)

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業取組農業者計画(実績)個票

1 基本情報

氏名又は 法人名等	
住 所	
事業要件	<input type="checkbox"/> 和牛繁殖雌牛の飼養頭数の増加に努めます。 <input type="checkbox"/> 支援対象牛からの産子1頭以上を、松阪家畜市場に出荷します。

※ 住所には、本店・本社の所在地を記載ください。

※ 本事業は、三重県内の和牛繁殖雌牛の増加及び素牛自給率の向上を目的とした事業です。支援を受けたい場合は、事業要件の口にチェック(✓)を必ず付けてください。

※ 実績報告時には、計画時と同様に記載をお願いします。

2 和牛繁殖雌牛の増頭計画(実績) (単位:頭)

事業前の飼養頭数	事業後の飼養頭数	備 考

※ 三重県内の農場で飼養している和牛繁殖雌牛(基本登録証明書が発行されているもの)の総頭数を記載してください。事業後の飼養頭数においては、基本登録審査中のものを含む。ただし、実績報告時まで基本登録証明書が発行されていること。
(事業前はR8.3末時点、事業後はR8.12末時点(計画時は目標値))。

3 和牛繁殖雌牛の導入計画(実績) (単位:千円)

農場住所	導入頭数 (牛個体識別番号)	導入単価	補助率等	補助金
			1/2以内	
			1/2以内	
			1/2以内	
計			—	

※ 農場住所欄には、和牛繁殖雌牛の導入を実施する農場が所在する三重県の市町名を記載してください。なお、**県外農場地への導入は支援対象外**です。

※ 計画時には、補助金欄は、導入頭数×単価×補助率等で算出(千円単位:端数切捨)してください。

※ 実績報告時には、1行に1頭分を記載し、導入頭数欄には、牛個体識別番号を記載してください。また、補助金欄は単価×補助率等(千円単位:端数切捨)で算出してください。

※ 行が不足する場合は、行を追加してください。

4 採択順位の項目

区 分	内 容	ポイント	採点
1 取組農業者	ア 新たに和牛繁殖雌牛の飼養を開始する者又は和牛繁殖雌牛の飼養を休止していた者	10	
	イ 令和7年度に家畜人工授精師免許を取得した従業員等（申請者本人を含む。）がおり、本事業を活用して導入する和牛繁殖雌牛において、繁殖技術の向上を図る者	5	
	ウ 和牛繁殖雌牛を増頭する者	1	
2 本事業による増頭頭数	ア 7～9頭	5	
	イ 4～6頭	3	
	ウ 1～3頭	1	
3 本事業により導入した繁殖雌牛1頭あたりの県内子牛市場への産子出荷頭数	ア 3頭以上（1～3産目以上）	5	
	イ 2頭（1産目及び2産目）	3	
	ウ 1頭（1産目）	1	

※ 取組農業者区分において、イに該当する場合、家畜人工授精師免許の写しを添付すること。

合計点数 / 20点

別記様式第2号（第6の2関係）

番 号
年 月 日

三重県知事 様

住所
事業主体の長 印

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業計画変更（中止、廃止）
承認申請について

令和 年 月 日付けで計画承認がありました令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業について、下記のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので、肉用牛生産基盤強化支援事業実施要領第6の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- ・変更（中止、廃止）の理由（※変更内容と理由をできるだけ詳細に記載）
- ・事業実施計画（※変更前後の部分を2段書きし、変更前を括弧で上段に記載）

番 号
年 月 日

三重県知事 様

住所
事業主体の長 印

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業交付決定前着手届

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承のうえ、交付決定前に着手したいので、肉用牛生産基盤強化支援事業実施要領第7の規定に基づき届出します。

記

1. 事業内容

2. 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議が無いこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては計画変更を行わないこと。

別記様式第4号（第8の1関係）

番 号
年 月 日

三重県知事 様

住所
事業主体の長 印

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業完了報告について

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業実施要領第8の規定に基づき、事業完了報告書を提出します。

記

添付書類

- ・事業完了報告書

別記様式第5号（第8の2関係）

番 号
年 月 日

三重県知事 様

住所
事業主体の長 印

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業に係る実施状況報告について

令和8年度肉用牛生産基盤強化支援事業実施要領第8の2の規定に基づき、事業実施状況を報告します。

記

添付書類

- ・肉用牛生産基盤強化支援事業 飼養状況報告書

肉用牛生産基盤強化支援事業 飼養状況報告書

事業実施主体名： _____

1 支援対象者の飼養状況

(単位：頭)

No.	取組 農業者名	和牛繁殖雌牛頭数 ^{※1} 及びうち支援対象牛頭数			子牛出生頭数 及びうち支援対象牛由来子牛出生頭数 ^{※2}			松阪家畜市場への子牛出荷頭数 及びうち支援対象牛由来子牛出荷頭数 ^{※3}		
		事業実施年 (R8. 12 末時点)	事業実施 翌年 (R9. 12 末時点)	事業実施 翌々年 (R10. 12 末時点)	事業実施年 (R8. 12 末時点)	事業実施 翌年 (R9. 12 末時点)	事業実施 翌々年 (R10. 12 末時点)	事業実施年 (R8. 12 末時点)	事業実施 翌年 (R9. 12 末時点)	事業実施 翌々年 (R10. 12 末時点)
		うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、
		うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、
		うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、
		うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、

※1. 基本登録証明書が発行されている和牛繁殖雌牛。

※2. 支援対象牛由来の受精卵移植により同農場で出生した頭数を含む。

※3. 支援対象牛由来の受精卵移植により同農場で出生した牛の出荷頭数を含む。

2 その他

※その他事項【成果や課題など】

.....